

平成30年度

# 事業計画書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

# 平成 30 年度事業計画

急速な高齢化の進展、疾病構造の変化等、県民の健康を取り巻く環境は大きく変化し、健康づくりに対するニーズも、より一層高度化、多様化する中、兵庫県では、「健康づくり推進条例」や「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定するほか、企業従業員やその家族を対象とした健康づくりを進めるため「健康づくりチャレンジ企業」制度を創設し、登録企業を支援する「健康づくりサポート企業」との協定締結を行うなど、県民の健康づくりを社会全体で推進する取り組みを強化している。

当財団は、平成 30 年度事業の実施にあたって、保健医療を取り巻く動向や県民の健康ニーズを的確に捉えつつ、「健康ひょうご 21 県民運動」等による健康づくり実践活動の支援や疾病予防に関する普及啓発、健康診断や生活習慣改善指導等の実施と、それらの活動を基にした調査研究を一体的に展開することにより、県民の生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する。

また、公益財団法人として、事業の公益性と運営の透明性を確保しつつ、「兵庫県健康財団経営計画」に基づき経営改善を推進し、経営基盤を確たるものにしていくことにより、「県民の総合的な健康づくりのパートナー」として県民の公衆衛生の向上に貢献していく。

## 1 健康づくり実践活動の支援

個人の努力とあわせて社会全体で健康づくりを支援するため、県民全体で取り組む運動として、「健康ひょうご 21 県民運動」を推進する。健康づくりの基盤となる「健康チェック」の実践、健康診断の確実な受診、健診結果に基づく専門家によるアドバイス、生活習慣の改善・定着など健康マイプランサイクルの継続により、健康寿命の延伸を目指す。

重点活動目標に「食の健康」「からだの健康」を、活動目標に「たばこ対策」「歯・口腔の健康」「こころの健康」等を掲げ、健康づくりの道しるべとなる「ひょうご健康づくり県民行動指標」の普及を図り、生活習慣の改善や見直しを通じた健康づくり運動を全県内で展開する。

また、スマートフォン等で利用できる健康チェックツールや、「からだ」「こころ」などのセルフチェックの促進を支援するほか、医療ビッグデータを活用した健康課題を抽出するためのプログラムの開発を行い、個人の将来の健康リスクを示すなど、生活習慣病等の予防に向けた生活改善を提示することを通じて、県民の健康寿命の延伸を目指す。

## 2 疾病予防等の普及啓発

県民の健康づくりに関する有用な情報や、財団の事業内容を幅広く紹介するため、広報誌「プレベ」やホームページによる広報を行うほか、生活習慣病、がん、結核等の予防をはじめ、母子保健、臓器移植や献血に対する正しい知識の普及と意識の向上を目的とした講演会やセミナーの開催、ポスター掲示や街頭活動によるキャンペーン事業等による啓発や情報提供を推進する。

また、がん、腎疾患に関する医療や結核対策に携わる専門職が行う研究に対する助成を行い、医療技術や予防対策の向上を支援する。

## 3 健診・生活習慣等改善指導の実施及び調査研究の推進

受診者の視点に立った「安全・安心かつサービスの行き届いた健康診断」を提供するため、健診精度の維持・向上やリスクマネジメントの強化に努めつつ、県内の地域・職域・学校における幅広い年齢層を対象とした健診事業を実施するとともに、ストレスチェック及びその結果に基づく評価の実施により、事業所従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のためのリスク提言や職場環境の改善につなげるほか、特定健康診査・特定保健指導事業の充実を図ることにより、受診率の向上、疾病の早期発見・早期治療に寄与する。

また、県民の生活習慣病予防の実践拠点である「五色県民健康村健康道場」において、絶食療法等を通じて県民のこころと身体の健康づくりを支援する。

さらに、公益財団法人として県内の公衆衛生の向上に寄与するため、健診、生活習慣改善指導事業及びがん登録事業により収集されたデータや分析結果を、地域特性やライフステージに応じた効果的な啓発事業に活用するとともに、施策立案の基礎資料として行政機関等に提供する。

加えて、健診事業等の実施にあたっては、実施体制の見直しによるコスト削減や医療資源の効率的活用を推進し、競争力の強化を図るとともに、受診勧奨を積極的に行い、顧客の確保に努めるなど、経営基盤の強化に取り組む。

# I 健康づくり実践活動の支援

## 1 健康ひょうご 21 県民運動の推進

### (1) 総合的な推進

#### ① 健康ひょうご 21 県民運動推進会議等の開催（県補助事業）

推進会議の参画団体が一堂に会し、重点活動目標や活動内容を決定するとともに、健康づくりの普及・実践を促進するため、健康ひょうご 21 県民運動推進会議総会を開催する。

また、県民運動の推進方策等を検討するため、推進会議の各部会長及び各地域会議会長を構成メンバーとする合同会議を開催する。

- ・推進会議総会 平成 30 年 5 月
- ・合同会議 平成 31 年 2 月

#### ② 健康ひょうご 21 県民運動推進フォーラムの開催

全県の参画団体を含め広く県民に参加を呼びかけ、県民行動指標を確認し、健康づくりの普及・実践を促進するため、健康ひょうご 21 県民運動推進フォーラムを開催する。

- ・開催時期 平成 30 年 5 月

#### ③ 健康ひょうご 21 県民運動地域会議の開催（県補助事業）

地域の課題に応じた重点活動目標や活動内容を決定するとともに、地域における健康づくりの普及・実践を促進するため、各地域で健康ひょうご 21 県民運動地域会議総会とあわせて講演会等を開催する。

- ・開催時期 平成 30 年 6～7 月

#### ④ 健康づくり推進員の設置・養成（県補助事業）

地域における健康づくり実践活動の核となる人材を養成するため、参画団体からの推薦者等を対象に県内 5 会場で研修会を実施し、その修了者を「健康づくり推進員」に委嘱し、健康づくりの普及や実践活動を展開する。

また、推進員の交流や意見交換、資質向上の場として、推進員フォローアップ研修会等を各地域で開催するとともに、全県での実践・交流を目的としたフォローアップ研修として、実際に食事体験を通して健康長寿食を学ぶランチセミナーを開催する。

さらに、「健康づくり推進員活動支援ガイド」や「健康ひょうご 21 県民運動ポータルサイト」の活用を通して、推進員が自らの健康づくりの実践と周囲の健康づくりに取り組むことを支援する。

#### ⑤ 参画団体の活動支援

##### ア 健康マイプラン実践講座（県補助事業）

参画団体等が実施する講演会や研修会等に、食、からだ、こころなど各分

野の専門人材を講師として派遣し、「健康づくり県民行動指標」に基づく参画団体等の健康づくり活動を支援する。

・実施回数 80回

#### イ 実践活動等の促進

参画団体等が行う健康づくりに関する有意義な取組に対し助成を行い、各分野にわたる県民の健康づくり実践活動を促進する。

・助成団体数 40団体

#### ⑥ 健康づくり情報の発信

参画団体や健康づくり推進員の実践活動を支援するため、健康づくり情報を広報誌「プレベ」及び「健康ひょうご 21 県民運動ポータルサイト」で紹介するとともに、参画団体や健康づくり推進員の活動を紹介する「県民運動のひろば」の充実等により、広く県民運動の周知を図る。

また、ポータルサイトで健康づくりの実践方法やスマートフォン等で利用できる健康チェックツールの活用などの情報提供を行う。

## (2) 食の健康運動の推進

#### ① 食の健康運動リーダーの設置

健康づくり推進員の中から「食の健康運動リーダー」を委嘱し、調理実習等の開催や「朝ごはんを食べることの大切さ」の普及などのキャンペーン活動を通じて食の健康運動を推進する。

#### ② 食生活改善事業の実施

##### ア ヘルシー弁当キャラバン

働き盛り世代の食生活改善のため、希望する企業との協働により、従業員を対象にヘルシー弁当の試食と講話を実施する。また、希望に応じて社員食堂での本人、家族のフレイル予防も踏まえたヘルシーメニュー等の栄養情報の提供により食環境の改善を行う。

・実施数 4か所 (1か所 30~50名)

##### イ 健康づくり推進員の食塩摂取量の測定 (健康チェック)

健康づくり推進員が自ら減塩を実感し、食生活改善の動機付けとするため、希望する推進員に「24時間採尿による食塩摂取量測定」を実施し、あわせて生活習慣病予防の啓発を行う。

・実施数 100名程度

#### ③ 食育コンサートの開催

県内各地域で幼稚園・保育所等の子どもや保護者等を対象に、「大豆のうた」やダンス、クイズ等を通じて、野菜や大豆の摂取の重要性、規則正しくバランスのとれた食生活の大切さなどを啓発する。

- ・実施回数 10 回程度

### (3) からだの健康づくりの推進（県補助事業）

メタボリックシンドロームやロコモティブシンドロームの予防を目指し、各圏域での研修会等を通じて、県内各地域の「健康体操」や今より 10 分多く毎日からだを動かす「+10 分（プラス・テン）エクササイズ」を効果的に活用し、県民の運動習慣の定着を図る。

- ・実施回数 20 回（各圏域 2 回）

### (4) たばこ対策の推進

広報媒体や会議、イベント等を通じて、妊産婦、こども等への喫煙の防止の啓発、喫煙の影響が大きい COPD（慢性閉塞性肺疾患）やたばこの発がん性に関する正しい知識の普及を図るなど、たばこ対策を推進する。

### (5) 歯・口腔の健康づくりの推進（県委託事業）

地域で歯・口腔の健康づくりの普及・啓発等を行う 8020 運動推進員を養成・委嘱するとともに、セルフケアや「かかりつけ歯科医」を持ち定期的に歯科を受診することの重要性など、歯・口腔の健康についての研修会の開催や啓発資材の配布等を行う。

### (6) こころの健康づくりの推進

仲間づくりや社会参加を勧め、睡眠の大切さ、ストレスの対処方法など、こころの健康に関する知識の普及・啓発を行うため、研修会への講師の派遣、啓発資材の配布等を行う。

## 2 健康づくり指導體制の充実

### (1) 健康づくり指導者の育成

#### ① 健康運動指導士等専門技術者の資質向上

健康運動指導士、健康運動実践指導者等の健康づくり支援に携わる専門職に対し、資質向上及び資格更新に必要な知識、技術の習得を図るため、登録更新研修会を開催する。

- ・実施数 1 回
- ・受講者数 30 名

#### ② 健康づくり支援者の育成

保健師、管理栄養士、健康運動指導士等の健康づくり指導者や介護分野等で健康づくりの支援に携わる専門職等の資質向上を図るため、身体活動（生活活

動、運動) 指導を中心とした最新の知識・技術の習得を目的とするスキルアップ研修会を開催する。

- ・実施回数 1回
- ・受講者数 40名

### 3 実践支援及び情報発信

#### (1) 医療ビッグデータを活用した健康づくり支援(県委託事業)

県内の特定健診データ・医療費データ等の収集・解析を通じて、全県、市町、企業等の健康課題を抽出するためのプログラムを開発し、地域の状況に応じた健康づくり施策、企業等の「健康経営」の推進に資するとともに、個人の将来の健康リスク(がんや脳卒中等の疾病に罹患する確率等)を示すことにより、生活習慣病等の予防に向けた生活改善を提示するなど、県民の健康寿命の延伸を目指す。

#### (2) 講師派遣による実践支援

健康づくりチャレンジ企業をはじめ、市町、団体、事業所等が実施する講習会や教室等に、保健師、管理栄養士、健康運動指導士等の健康財団の専門スタッフを派遣し、健康づくり活動を支援する。

- ・実施回数 60回

#### (3) 健康づくりチャレンジ企業への情報発信

兵庫県と締結した健康づくり応援協定(「健康づくり推進サポート企業」)に基づき、兵庫県との連携のもと、積極的に従業員や家族の健康づくりに取り組もうとする「健康づくりチャレンジ企業」に対し、メールマガジン等による健康情報の提供を行う。

#### (4) 親と子の健康づくりの普及推進(母子衛生研究会委託事業)

妊娠、出産、育児等に関する知識の普及を図るため、主に初産の夫婦を対象に育児セミナーを開催する。

- ・開催場所 西宮市
- ・開催回数 4回
- ・参加者数 1回につき200組400名、計1,600名

## II 疾病予防等の普及啓発

### 1 普及啓発活動の推進

#### (1) 広報の実施

健康づくりの実践に役立つ情報や疾病予防に関する情報及び財団の事業内容や健康ひょうご 21 県民運動参画団体の活動事例を広く県民に周知し、健康づくりや疾病予防のための知識の向上、人間ドック等健康診断の受診勧奨を図るため、財団広報誌やホームページ、新聞等を活用した広報を行う。

また、県内の団体が発行する会報や機関誌等に、保健・医療情報及び日常生活における運動の実践や健康的な食生活に関する健康情報を寄稿する。

さらに、県等行政機関や各種団体が実施する健康イベントに参画し、健康づくりや疾病予防の普及・啓発を行う。

#### ① 広報誌「プレベ」の発行

- ・発行 年 2 回（9 月、3 月 各 11,000 部）
- ・配布先 行政機関、医療機関等関係団体、  
健康ひょうご 21 県民運動参画団体 等

#### ② 新聞等を活用した広報

- ・掲載回数 15 回以上
- ・掲載先 神戸新聞、関係団体広報誌・会報等

#### ③ 団体の会報、機関誌等への情報提供

- ・寄稿数 8 本程度

#### ④ 健康イベントへの参画

- ・参画数 4 回程度

#### ⑤ ホームページによる情報発信

#### (2) がん予防の啓発

##### ① がん征圧月間行事の実施

がん征圧月間（9 月 1 日～30 日）の期間中、横断幕や医療機関等での啓発ポスターの掲示、啓発資材の配布等により、がん予防について広く県民に啓発する。

##### ② 「結核予防・がん征圧セミナー」・「がん・生活習慣病予防講演会」の開催

がんや結核予防に関する正しい知識の普及を図るため、がん征圧月間に結核予防とがん征圧のためのセミナーを開催する。

- ・開催時期 平成 30 年 9 月
- ・参加者数 200 名

また、健康寿命の延伸を目指し、兵庫県医師会との共催により、がん・生活

習慣病予防講演会を開催する。

- ・開催時期 平成 31 年 2 月
- ・参加者数 300 名

③ がん征圧寄附金募集活動等による啓発の実施

寄附金募集活動やイベントにおけるパネルの展示等により、がん検診の受診勧奨などがん予防について広く県民に啓発する。

④ がん検診啓発及びがん患者支援の実施

乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボンフェスティバル」やがん患者支援・がん検診啓発チャリティー・イベント「リレー・フォー・ライフ」について、各種団体等とともに活動を支援する。

### (3) 結核予防の啓発

① 結核予防週間行事の実施

結核予防週間（9 月 24 日～30 日）の期間中、医療機関や駅等での啓発ポスターの掲示や啓発資材の配布をはじめ、横断幕、デジタルサイネージ、新聞媒体等を活用した広報、街頭活動などを行い、結核予防について広く県民に啓発する。

また、結核に関する正しい知識の普及啓発を行うため、「結核予防・がん征圧セミナー」を開催する。（再掲（2）がん予防の啓発②に記載）

② 複十字シール運動募金活動等による普及啓発の実施

結核予防会との提携による複十字シール募金活動や啓発資材の配布等を通じて、地域で健康づくりや結核予防に取り組む団体等の活動を支援するとともに、結核検診受診の重要性や生活習慣の見直しなど、結核やその他の胸部疾患の予防について広く県民に啓発する。

③ 出版物の斡旋

結核に関する正しい知識を普及するため、結核予防会が発行する結核予防関係の専門図書を斡旋する。

### (4) 疾病予防等に関する功労者の表彰

多年にわたり、公衆衛生の向上に資する事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人、団体を表彰する。

- ① がん予防功労者
- ② 結核予防功労者
- ③ 健康づくり功労者
- ④ 母子保健功労者

## (5) 臓器移植の普及推進

### ① 臓器提供意思表示の普及（県補助事業）

臓器移植の普及を図るため、啓発資材等を作成し、県民に臓器提供についての意思表示の大切さを呼びかける。

### ② 「いのちの勉強会」の開催（県補助事業）

臓器移植の現状や移植に関する正しい知識の普及を図るため、ドナーファミリー（臓器提供者家族）、レシピエント（移植を受けた方）などの移植当事者等による講演、シンポジウムを内容とする「いのちの勉強会」を開催する。

・開催時期 平成 30 年 10 月

・参加者数 約 250 名

### ③ 臓器移植希望者への支援（県補助事業）

臓器移植を希望する者の経済的負担を軽減するため、組織適合検査費の一部を助成する。

・助成件数 45 件

### ④ 骨髄移植の普及推進

骨髄移植の普及を図るため、啓発資材を作成し、県民に骨髄バンクへの登録を呼びかける。

## (6) 献血の促進

献血に対する理解を深めその促進を図るため、兵庫県、兵庫県献血推進協議会、日本赤十字社兵庫県支部及び兵庫県赤十字血液センターとの共催により、献血功労感謝のつどいを開催する。

## 2 専門的研究の奨励

### (1) がん・腎疾患の専門的研究の奨励

がん及び腎・尿路疾患の予防と診断・治療に関して有益な専門的研究を行う研究者や研究機関などに奨励金を贈呈し、がん予防及び腎疾患対策の進展に寄与する。

① がん研究奨励賞 総額 250 万円

② 腎疾患研究奨励賞 総額 50 万円

### (2) 結核の専門的研究の奨励

結核の予防や感染拡大防止等に関して有益な対策の研究を行うチーム等に対し奨励金を贈呈し、結核制圧に向けた体制づくりの進展に寄与する。

結核対策研究奨励賞 総額 50 万円

### Ⅲ 健診・生活習慣等改善指導の実施及び調査研究の推進

#### 1 健診・検査の実施

##### (1) 施設健診

多様化する受診者ニーズに対応するため、口腔健診を組み込んだ人間ドックコースを開設するとともに、女性専用受診日や土曜ドックの開設、胃内視鏡検査や多彩なオプション検査を提供するなど、受診者の利便性の向上を図り、人間ドックの受診を促進する。

また、健康保険組合、企業等への訪問、ダイレクトメール等による受診勧奨を積極的に行うとともに、割引制度の活用等により人間ドック継続受診者の確保を図り、施設健診利用の一層の向上に努める。

##### 【施設健診】

健 診 種 別		件 数	
集 団 健 診	学 校 健 診	1,500 件	
	住 民 健 診	800 件	
	事 業 所 健 診	一般健康診断(就学・就職)	1,000 件
		定 期 健 康 診 断 等	15,000 件
	小 計		18,300 件
人 間 ド ッ ク	1 泊 2 日 人 間 ド ッ ク	170 件	
	半 日 人 間 ド ッ ク	6,100 件	
	兵 庫 県 2 時 間 人 間 ド ッ ク	300 件	
	脳 ド ッ ク [再掲]	(260 件)	
	P E T 検 診 [再掲]	(20 件)	
	胃 内 視 鏡 検 査 [再掲]	(3,150 件)	
	乳 腺 超 音 波 検 査 [再掲]	(2,250 件)	
	レ ディースドック [再掲]	(560 件)	
全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診		7,950 件	
	一 般 健 診	(7,620 件)	
	一 般 健 診 + 付 加 健 診	(330 件)	
小 計		14,520 件	
ス ト レ ス チェ ッ ク		1,050 件	
合 計		33,870 件	

注 1) 脳ドック、PET検診、胃内視鏡検査、乳腺超音波検査は、人間ドックの各コースの付加につき再掲

注 2) レディースドックは、女性専用日を利用した受診者で再掲

## (2) 出張健診

市町や地元商工会議所・商工会との連携等により、住民や事業所従業員をはじめ幅広い層を対象に健診の受診機会を提供するとともに、検査項目の追加勧奨などにより、質の高い健診を積極的に推進するほか、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを「兵庫県こころのケアセンター」と連携して実施する。

また、市町や他の健診実施機関とも連携を図り、住民健診の受診率向上対策を推進する。

### ① 学校健診（児童・生徒・学生の健康診断）

健診種別	件数
結核検診	28,700件
心臓検診（心電図検査）	7,000件
腎臓検診（尿検査）	22,800件
診察・計測・血圧等	16,400件
計	74,900件

### ② 住民健診

健診種別	件数	
結核検診	75,500件	
特定健康診査（後期高齢者・生活習慣病健診含む）	21,000件	
（心電図検査）〔再掲〕	（8,100件）	
（眼底検査）〔再掲〕	（6,600件）	
（貧血検査）〔再掲〕	（11,000件）	
胃がん検診	29,200件	
肺がん検診	71,500件	
大腸がん検診	21,400件	
子宮頸がん検診	13,300件	
乳がん検診	視触診	1,800件
	マンモグラフィ	11,200件
前立腺がん検診	7,400件	
骨粗鬆症検診	2,800件	
肝炎検査	2,600件	
腹部超音波検査	14,100件	
計	271,800件	

③ 事業所健診

健 診 種 別		件 数
定期健康診断		108,600 件
特定健康診査		1,500 件
全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診		27,300 件
ストレスチェック		54,000 件
特殊健康診断		19,400 件
が ん ・ 追 加 検 査 等	胃がん検診	39,100 件
	肺がん検診	17,700 件
	大腸がん検診	59,200 件
	子宮頸がん検診	1,730 件
	乳がん(マンモグラフィ)検診	1,300 件
	腹部超音波検査	10,200 件
計		340,030 件

(3) 一般診療

内科、外科、放射線科について一般診療を実施する。また、健康診断受診後の精密検査の受診勧奨を積極的に行い、循環器外来、胸部外来等専門外来を活用し、そのフォローアップに努める。

・実施件数 760 件

(4) 先天性代謝異常検査（県委託事業）

心身障害の発生を予防するため、新生児を対象に先天性代謝異常検査を実施する。

・代謝異常検査 実施件数 30,000 件  
 ・TSH（クレチン症）検査 実施件数 30,000 件

(5) 精度向上・危機管理への取り組み

① 健診精度の向上

ア 人材の育成

健診精度を向上させるためには、健診スタッフの資質の向上が不可欠であることから、正確な検査の実施と的確な判定能力の維持・向上を図るため、職員に対する教育・研修を実施する。

・職員研修会（全体研修年2回、部門別研修）  
 ・精度管理委員会（胃部、胸部、マンモグラフィ、生理機能各年1回）

## イ 外部精度管理評価の維持

県民に信頼される健診機関であるために、日本人間ドック学会・人間ドック健診施設機能評価認定や労働衛生サービス機能評価認定など、第三者機関による認定を堅持する。

### ② 危機管理体制の運用

リスクマネジメント委員会等において医療事故やヒヤリ・ハット事例等の検討を行うとともに、危機管理マニュアルの適切な運用を図ることにより、事故の未然防止・再発防止に努め、安全・安心な健診実施体制を構築する。

### ③ 情報処理体制の適正な管理と強化

健診結果等情報処理システムの適正な管理を行うことにより、効率的な事務処理に努めるとともに、迅速・正確かつ品質の高いサービスの強化を進める。

### ④ プライバシーマークの運用・維持

個人情報情報の漏洩防止に組織的に取り組むため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与する個人情報保護に関する認定制度「プライバシーマーク」について、常にセキュリティレベルの向上を図りつつ、認定を堅持する。

## （6）計画的な車両・設備の整備

健診精度の維持・向上に不可欠な検診車両及び医療機器の計画的な整備を図るため、耐用年数等を考慮し策定した更新計画に基づき、適切な機器整備等を行う。

また、荒田事務所の建物・設備について、平成 28 年度に策定した長期修繕計画に基づき改修・更新を行い、健康診断の受診環境並びに執務環境の改善を行う。

（主な整備機器等）

- ・ 胸部 X 線検診車
- ・ 胸部 X 線発生装置（施設）
- ・ 超音波診断装置
- ・ 眼底カメラ
- ・ 心電計
- ・ 健診補助車両      ほか

## 2 保健指導の実施

### （1）特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善の必要がある者を対象とした医療保険者が行う特定保健指導を受託して実施する。

また、未実施あるいは一部実施の団体に対して、制度の趣旨、意義について理解を求め、より多くの対象者が生活改善目標を設定、実践できるよう支援する。

- ① 動機付け支援 実施人数 800名
- ② 積極的支援 実施人数 450名

## (2) 一般保健指導

### ① 健診事後指導

人間ドック受診者に対し、生活習慣改善の必要性などについて保健指導を実施するとともに、精密検査対象者への受診勧奨等きめ細かなアドバイスを行う。  
また、事業所等への出張による健診事後指導や個別健康相談を行う。

- ・健診事後指導 実施人数 1,000名
- ・事業所出張事後指導 実施回数 10回

### ② 身体活動（生活活動、運動）習慣・食習慣の改善指導

健診結果に基づき、生活習慣病の予防やより健康な生活に向けた指導を希望する者に対して、身体活動習慣や食習慣の改善に関する具体的な実践方法を指導する。

## 3 健康増進施設の運営

### (1) 五色県民健康村健康道場の運営

県民の健康づくり支援を実践して培った心身医学のノウハウをフルに活用し、絶食・低カロリー食療法、性格分析、丹田呼吸法、カウンセリングを通じて、県民のこころと身体健康づくりを支援する。

特に、生活習慣病の予防・改善に重点を置き、絶食・低カロリー食療法による入所コースのみならず、日帰りで利用できる「生活習慣改善体験コース」を提供する。

また、割引クーポンの発行や学生割引、年末年始営業、期間割引を引き続き行うほか、ホームページの充実やメール、はがきによる「道場だより」等の発送、健康ひょうご21県民運動を通じた周知、各種情報誌への掲載、各種会合でのPRなど広範な広報を行い、健康道場の利用を促進し、幅広い県民の健康づくりを支援する。

#### ① 絶食・低カロリー食療法コース(入所)

3泊4日以上滞在する入所者について、7日間・11日間・16日間・20日間コースを基本としながら、個々の希望に応じた日数を設定して、絶食療法を提供するとともに、絶食療法が適さない高齢者等には低カロリー食療法コースを提供するなど、入所者個々人のニーズや健康状態に応じた健康づくりを支援する。

#### ② 生活習慣改善体験コース（日帰り）

心身医学の講義、性格分析、丹田呼吸法等の体験を内容とした県民が気軽に

利用できる半日の日帰りコースを提供することにより、県民の生活習慣の改善を通じた健康づくりを支援する。

③ カウンセリング

入所者をはじめ、退所者及びその家族にカウンセリングを行い、ストレスの解決やリバウンド防止による健康づくりを支援する。

④ 利用促進策の実施

ア インターネット健康大学

インターネットを活用した講義を開講し、「心身医学」を学ぶ機会を提供する。

イ 30%割引クーポン券の発行

次回利用時に30%割引となるクーポン券（退所日から6か月有効）を1人につき2枚発行する。

ウ 学生割引の実施

学生を対象に、3～4月、7～9月の期間、利用料金の50%を割引する。

エ 年末・年始営業

まとまった休暇を活用した施設利用を促進するため、年末年始（12月29日～翌年1月3日）も営業する。

オ 期間割引料金

5人部屋の利用者を対象に、11月1日～翌年1月31日（12月21日～翌年1月9日を除く）の期間について、利用料金の約30%を割引する。

## 4 調査研究事業の推進

### （1）疾病り患状況等の分析

公益財団法人として県内の公衆衛生の向上に寄与するため、健診事業等により得られたデータを活用して、疾病り患状況等の把握や効果的な指導方法等を開発するための分析を行うとともに、その結果を「事業年報」にとりまとめ、県内の各行政機関や関係団体等に提供する。

### （2）がん登録事業（県委託事業）

「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、病院等からのがんに関する届出対象情報の受理、審査、整理、全国がん登録システムへの登録や国立がん研究センターへのり患データの提供など、全国がん登録事務を県から受託し、今後のがん対策の推進に寄与する。